

安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 16 年条例第 113 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|----------|----------|
| 本則 (略) | 本則 (略) |
| 別表 1 (略) | 別表 1 (略) |

| 別表 2(第 7 条関係) | | 別表 2(第 7 条関係) | |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 区分 | し尿及び浄化槽汚泥 | 区分 | し尿及び浄化槽汚泥 |
| 収集量が 180 リットル未満の場合 | 1 収集当たり <u>3,420 円</u> | 収集量が 180 リットル未満の場合 | 1 収集当たり <u>2,637 円</u> |
| 収集量が 180 リットル以上の場合 | 1 リットル当たり <u>19.0 円</u> | 収集量が 180 リットル以上の場合 | 1 リットル当たり <u>14.65 円</u> |
| 適用 | この表により算定した額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 | 適用 | この表により算定した額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 |

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後にし尿の収集及び浄化槽汚泥の処理を行ったものから適用し、施行日前にし尿の収集及び浄化槽汚泥の処理を行ったものについては、なお従前の例による。